

## 桑名都市計画地区計画の変更（桑名市決定）

都市計画 多度御衣野南部地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	多度御衣野南部地区 地区計画														
位 置	桑名市多度町御衣野地内														
面 積	約13.4ha														
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、桑名市多度町最南部で多度工業団地の南側に位置する市街化調整区域内にあり近年では交通アクセスの向上に伴う企業の進出も増えている。また、桑名市総合計画では産業誘導ゾーンとして桑名市都市計画マスター プランでは生産・物流地域に位置づけされており、開発行為等による計画的な整備、利用計画を目的とした地区である。</p> <p>本地区周辺の緑豊かな環境に調和した産業系用地の整備を図り、本市のものづくり産業の集積及び地域経済の活性化と産業振興、雇用促進など本市の経済発展に寄与することを目標とする。</p>													
	土地利用の方針	<p>本地区周辺は既に整備済みの工業団地の他、主に山林・農地で形成されている。こうした周辺環境のなか、産業系の良好な操業環境の確保を目指し、周辺環境と調和のとれた土地利用を進めるとともに、適正な建築物等の規制誘導を図る。</p>													
	地区施設の整備方針	<p>本地区へのアクセス向上のため、南側進入路は、幅員を9m、北側の都市計画道路の幅員を16m以上確保し、また、周辺環境に配慮し緩衝緑地を配置するとともに、防災対策として調整池を配置する。</p>													
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用方針に基づき周辺との調和が図られるよう建築物等の用途制限、容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、壁面の位置を制限する。また、周囲の景観と調和した形態の意匠の建築物とし、快適で潤いのある工業施設が形成されるように誘導する。また、工業排水等の公害防止に努め、周辺環境にも配慮する。</p>													
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号道路</td> <td>9m</td> <td>約498m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号道路</td> <td>11m</td> <td>約95m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道路名	幅員	延長	備考	2号道路	9m	約498m		3号道路	11m	約95m	
道路名	幅員	延長	備考												
2号道路	9m	約498m													
3号道路	11m	約95m													
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>①建築基準法別表第二（わ）項の工業専用地域内に建築してはならない建物      ②保育所（立地施設に付帯する福利厚生目的のものを除く）      ③診療所（立地施設に付帯する福利厚生目的のものを除く）      ④児童福祉施設、老人福祉センターその他これらに類するもの      ⑤神社、寺院、教会その他これらに類するもの      ⑥自動車教習所      ⑦畜舎      ⑧公衆浴場      ⑨カラオケボックスその他これらに類するもの      ⑩市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの</p>													
<table border="1"> <tr> <td>建築物の容積率の最高限度</td> <td>200%</td> </tr> <tr> <td>建築物の建蔽率の最高限度</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>壁面の位置の制限</td> <td>外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。</td> </tr> </table>		建築物の容積率の最高限度	200%	建築物の建蔽率の最高限度	60%	壁面の位置の制限	外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。								
建築物の容積率の最高限度	200%														
建築物の建蔽率の最高限度	60%														
壁面の位置の制限	外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。														
備 考															
表中「建築基準法別表第二」とあるのは、「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第26号）により改正された建築基準法別表第二をいう。															

「区域および地区施設の配置は計画図表示のとおり」